

令和元年度 第5回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

| | | | |
|------------------------|--|--|----------------|
| 開催日時 | 令和元年9月30日(月) 午前10時から午前12時 | | |
| 開催場所 | 奈良市役所 北棟 6階 第21会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 山口委員(会長職務代理者)、井原委員、山本委員【計3名】 (欠席3名) | |
| | 事務局 | 田中都市整備部次長、松山都市計画課長、徳岡奈良町にぎわい課長、 佐々木都市計画課課長補佐、伊藤都市計画課係長、山口文化財課係長、 小西・辰己(都市計画課)、奈良県幹線街路整備事務所 他 | |
| 開催形態 | 公開(傍聴 1人) | 担当課 | 都市整備部 都市計画課 |
| | | | 教育委員会 教育部 文化財課 |
| 議題又は案件 | 【案件】 1. 景観重要公共施設としての「西九条佐保線」計画検討について 2. 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について | | |
| 議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等 | | | |
| | 【案件】 1. 景観重要公共施設としての「西九条佐保線」計画検討について (事務局から説明) | | |
| 委員 | 本日資料に提示されている整備イメージ図は景観計画に記載するのか。 | | |
| 事務局 | 景観計画に記載することは想定してしない。設計段階でこのイメージを参照することとしている。 | | |
| 委員 | 記載しない主旨は理解できるが、奈良らしい植栽とはどういうものが望ましいか、考え方を議事録として残しておくこと。 | | |
| 委員 | 整備コンセプトの「来訪感」と「期待感」は、観光客に向けたアプローチであり、奈良に住んでいる人向けではない。 | | |
| 事務局 | 観光地奈良の新たな玄関口と位置付け、南側区間を「来訪感」、北側区間を「期待感」を感じられる整備を図るものとしている。緑地整備においては周辺住民にも配慮した整備を行うものとしている。 | | |
| 委員 | 「来訪感」と「期待感」の違いは何か。「来訪感」は理解できるが、「期待感」として何を求めているかがわからない。 | | |
| 委員 | 整備コンセプトは「来訪感」だけで十分と思われる。「来訪感」を表現し、緑量のあるみどりを担保する道を整備するだけでも大きなプロジェクトになる。 | | |
| 委員 | 奈良らしさを樹種で示すことは難しいのは分かるが、もう少し書き込んでも良いように思う。資料に記載のある大安寺の「ヒラドツツジ」は、「平戸」という名称が示すように、奈良らしさを表す樹種とは言えない。奈良らしい並木を歴史的にみると平城宮はヤナギ等、奈良公園界限はマツやスギである。但し、ヤナギは風害に弱い。新大宮駅付近ではムクドリの害も指摘されている。このように樹種の選択にあたっては、歴史文化的価値の | | |

| | |
|-----|--|
| | <p>視点に加え、風害に対する安全管理や生態学的な視点も必要である。これらの点からの議論が熟していない印象である。</p> |
| 委員 | <p>植栽などについて、計画に記載するかどうかの議論は必要である。詳細設計での変更はあることを前提に、この段階でもある程度は記載しておいた方が良い。井原委員他にご意見を頂きながら再度検討すること。</p> |
| 委員 | <p>色彩にダークグレーを採用するということであるが、ダークグレーを積極的に導入するのは時代の流れでもある。その他の景観重要公共施設との調整を前提に、ダークグレーを導入することについては了解する。</p> |
| 委員 | <p>大きくダークグレーとダークブラウンの候補がある中で、風土との関係・調和についての書き方を検討してもらいたい。</p> <p>風土がキーワードになっているなかで、石も地場産材を使用するという方針は良い。</p> |
| 委員 | <p>地場産材の使用について、表現の工夫は必要であるが、景観計画に記載する「整備に関する事項」にも明記できると良い。</p> |
| 委員 | <p>大きな緑地の考え方は理解できた。大きなアイストップの木を配置するのも緑量もあるので良い。小さな緑地の考え方は次回提示すること。全体としてそれらが連なることによってどういう景観ができるのかというイメージも整理して提示すること。</p> |
| 委員 | <p>歩道は3mとあるが、自転車との共存についてはどのように考えているのか。安全面からの検討も必要ではないか。</p> |
| 事務局 | <p>自転車と歩行者の区分は考えていない。</p> |
| 委員 | <p>緑のボリュームを出すためには植樹柵が小さい。ゆとりを持って植樹柵を確保した方が良い。</p> |
| 委員 | <p>「緑のみち」というコンセプトに対して、どの程度の緑量を目標とするかを示すべきである。具体的な記載は難しければ「十分な緑陰をつくる」などで緑量を表現しても良い。</p> |
| 委員 | <p>どこまで管理ができるかによって植えられる樹種も変わってくる。管理も含めた実現可能な緑量を検討し、整備案を検討すべきである。</p> |
| 委員 | <p>強剪定された葉のない街路樹では来訪感は生まれないので、管理も含めて検討して欲しい。</p> |
| 委員 | <p>19頁のパスなどでも管理も含めてどの程度の緑量感を目標とするかを次回提示して欲しい。22頁のパスもそうであるが、景観計画にはパスは出てこないものでそれに代わる記載を検討すること。</p> |
| | <p>【要約】</p> <p>○道路景観軸（骨格景観軸）への位置付けの承認</p> <p>○整備コンセプトについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかゾーンについては、生活道路としての重要性が高く、「期待感」は前面にださなくてよい。「来訪感」だけで十分。生活道路として快適な道路整備を目指すようなコンセプトに修正する。 <p>○ゾーニング計画・ゾーン名（2ゾーン）の決定</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>○景観計画記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理や生態学的な視点を考慮した上で、奈良らしい植栽、緑量や樹高等について、もう少し具体的に記載する。 ・その他の景観重要公共施設との調和を前提に、施設の色彩はダークグレーとする。 <p>○整備イメージについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備イメージは景観計画には載せないが、検討の考え方を議事録として残しておく。 ・植樹枿が小さい。歩行環境の安全性についての工夫が必要。 ・整備コンセプトや景観計画記載事項の修正等を踏まえた整備イメージに修正する。 ・路線全体として緑がどう連なるか確認するため、ポケットパーク以外の小さい緑地の整備の考え方を次回策定部会で提示する。 |
| | <p>【案件】 2. 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について</p> |
| | <p>(事務局から説明)</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料2頁の景観ガイドブックは、図や写真を提示して考え方を伝えるものということであるが、遵守基準を図示するのか、推奨事例を図示するのか。併記する場合は、どこまでが遵守基準でどこからが推奨事例かの線引きを明確にする必要があるが、明確にしすぎると推奨事例が使われなくなかなかねないという課題もある。委員間でもガイドブックに対してもっているイメージが異なる。次回部会では、ガイドブックの使い方や位置づけについて、具体的な議論ができるような資料を提示すること。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ガイドラインを示して通じる相手ばかりではないため、遵守基準を明示しても良いと思う。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>文言で示す景観形成基準は最低限の遵守基準を示し、ガイドラインではそれを図示するとともに、対応のバリエーションが示せればと考えている。ガイドラインはより奈良らしい景観を誘導できるものとしたい。奈良の町家や寺社のデザインを新しい建物に対して、いかに使いこなしていくかも大事であると考えており、そのようなデザインコンセプトについても指針として盛り込んでいければと考えている。最低限の基準を図示しながらも、より良いものを作ろうとされる方への指針も盛り込みたいと考えており、その線引きは今後検討する必要があると考えている。</p> |
| <p>委員</p> | <p>絶対に守ってもらいたい奈良の顔となるような基準をピックアップして、言葉では説明が難しいところを写真やイラストなどで示す程度ではないかと考えている。対応のバリエーションをイラストで丁寧に説明していきだすとキリがない。基本的な考え方は良いが、写真やイラストで示す対象の絞り込み方が大切である。そのあたりの議論を最初にしておく必要がある。</p> |
| <p>委員</p> | <p>歴史的景観形成重点地区については蓄積があり、形態・意匠の図示などもできるが、例えば沿道景観形成重点地区については、ガレージや駐車場をどこまで描くかなども課題である。委員も良いガイドラインの事例があれば情報を提供頂きたい。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ワンレイヤ化の図面について、改めて見ると複雑であることを再認識した。区分が細か</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>すぎて目的が分かり難くなっている印象もある。</p> |
| 委員 | <p>ワンレイヤ化することで、相互に補完することで発揮していた効果が失われるなど、もれがないかについてはチェックする必要がある。</p> |
| 委員 | <p>今後、町家の修理・修景が進むなかで、建物後退について別途定めることは有効である。しかし、修理・修景では済まない建て替え事例も増えているので、そのような場合にも対応できる基準であると良い。</p> |
| 事務局 | <p>町家の取り壊しを防ぎ、後世に残していくために、奈良町（ならまち・きたまち）の区域では、町家改修には補助金を出している。その補助金に該当しない場合であっても、町家を保存、活用したいという方もおられる。そのような場合に、最低限おさえておくべき基準を示して、いわゆる文化財的な保存とは異なる形ではあるが、町家を活用しながら保存につなげていければと考えている。</p> |
| 委員 | <p>近年は町家の改修でガラス面を利用しているものもあり、デザインが良ければ良いが、失敗すると大変なことになる。基準で表現し難い面があるため、デザイン審査などの特例の制度を設けて容認していく可能性を残しておくことも一つの方法かと思う。</p> |
| 委員 | <p>これまでは大規模行為を届出対象としていたが、現行よりも届出対象を広げていくことも考えられているのか。</p> |
| 事務局 | <p>現在は景観形成重点地区では行為の規模を問わず届出対象としているが、それ以外の地域は一定の規模以上の行為に限定している。しかし、商業系施設等で景観的に問題がある建物も見受けられるため、それらを規制できる範囲まで、届出対象行為の規模を拡大する方向で検討している。次回部会で考え方をお示しする。</p> |